

近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 2 日
近江八幡市告示第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不登校児童生徒の学びの場及び居場所となっているフリースクール（以下「施設」という。）の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援し、施設の設置者に対して、施設の活動のために支出する経費の一部を助成することによってその持続可能な運営支援を図り、もって児童生徒の学校復帰及び社会的自立に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 5 5 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 8 条に規定する学齢児童及び学齢生徒であって、近江八幡市内に住所を有するもの
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 3 号に規定する者

(補助対象施設)

第 3 条 この補助金の対象となる施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に所在し、この補助金の交付を受けようとする年度の前年度までに近江八幡市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱（令和 5 年近江八幡市告示第 5 0 号）第 1 2 条第 1 項の規定による市長の認定を受けていること。
- (2) 2 人以上の児童生徒を受け入れていること。
- (3) 指導者又は相談員等を複数人有していること。

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内においてこれを交付する。

- (1) 補助対象経費 当該施設の運営のために直接的に支出する職員人件費、講師謝金、旅費、教材購入費、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信費、体験活動費、実習費、広報費及び賃借料（児童生徒が使用する施設及び建物に係るものに限る。）
- (2) 補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 施設当たり 2 0 0 万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。

- 3 補助金の交付対象期間は、補助金の交付の決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で新規の申請があった場合は、申請があった月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

(申請の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする施設の設置者（以下「交付申請者」という。）は、近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により補助金の交付が適当でないと認める場合は、近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 この補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件その他市長が必要と認める条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、規則第14条の規定により、概算払をすることができる。

- 2 補助金の交付の決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払を受けようとするときは、近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金概算払請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、補助事業の円滑な遂行上必要と認めたときは、補助金交付決定額の80パーセント以内の額を概算払することができる。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後において、第7条第1号に規定する市長の承認を受けようとする場合は事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号（その1））を、同条第2号に規定する市長の承認を受けようとする場合は事業変更承認申請書（別記様式第5号（その2））を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業中止（廃止）承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、事業中止（廃止）承認通知書（別

記様式第6号（その1））により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による事業変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、事業変更承認通知書（別記様式第6号（その2））により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金実績報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、近江八幡市フリースクール等民間施設運営支援補助金精算払請求書（別記様式第9号）により、補助金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令の規定に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を補

助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第16条 市長は、この補助金について必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。